

標 題：

日本籍以外の既成船に対する

予備アンカー省略

NK テクニカル インフォメーション

No.

9

昭和58年 7 月21日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、今般鋼船規則C編27章の改正に伴ない、予備アンカーは船主の申し出があれば省略が認められ、本船に装備する必要がないことになりました。この新規則は原則として昭和58年 9月 1日以降入級申請のある船舶に対して適用されますが、船主又は造船所の希望があれば、それ以前に入級申請のある船舶にも適用できることになっています。

上記改正規則は、新造船を対象としたものですが、下記の条件を満足すれば、日本籍以外の既成船にも適用致します。また、アンカーの落失事故等により、すでに予備アンカーの装備を指定されている船舶についても下記条件を満足すれば指定事項を削除致します。

記

1. 船主から予備アンカー省略願いが本会に提出されること。
2. 船舶に装備されている2個のアンカーが添付C-27.1.3-1に規定する要件を満足すること。

敬 具

添付

1982年版英文鋼船規則C編27章の改正規則抜粋

C編 27章 艀 装

2.7.1 アンカー、チェーン及び索類

27.1.1 一 般

- 3. 表C27.1に掲げる大アンカーのうち2個はアンカーチェーンに連結し、常時使用できるように備えなければならない。また、同表に3個の大アンカーとして掲げられている船舶にあっては、そのうち1個を予備アンカーとして備えておかなければならない。但し、船主の申出により、予備アンカーを省略することができる。

27.1.3 アンカー

- 1. 大アンカーの合計重量が同表に掲げる重量に搭載される数を乗じたものより減少しない場合は、個々のアンカーの重量は、表C27.1に掲げるものより $\pm 7\%$ の範囲内で増減して差し支えない。但し、特に本会の承認を得た場合は、 7% の範囲を超えて重量を増したアンカーを使用することができる。

注： 既成船に対しては、建造当時の規則に示されている表を使用する。